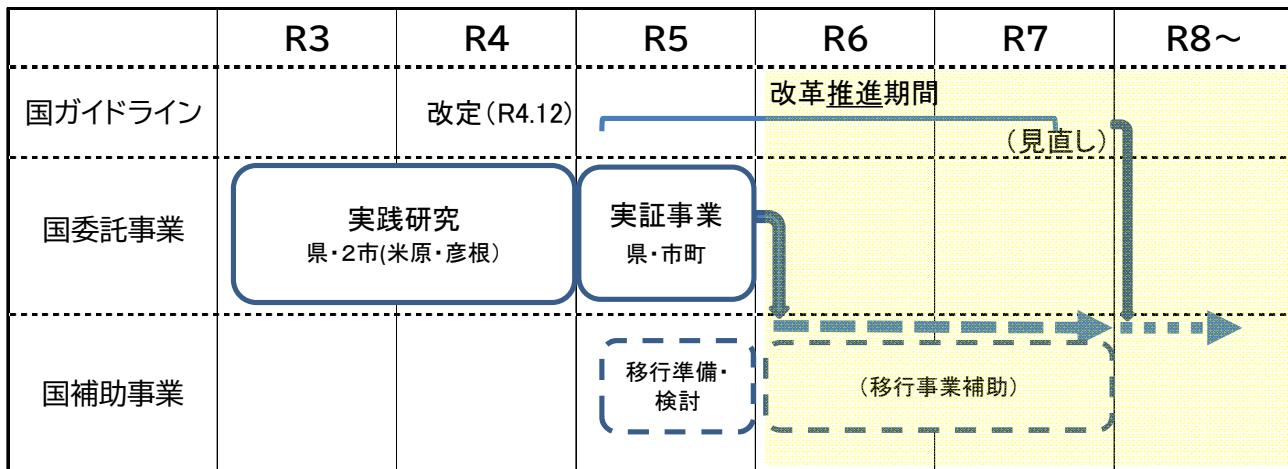


学校部活動の地域クラブ活動への移行等に向けた取組について

1. 国における動き

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保が必要
 - スポーツ庁・文化庁は、有識者会議による提言を踏まえ、従来の運動部・文化部における各ガイドラインを統合・全面的改定し、新たな地域クラブ活動に係る国の考え方等を含むガイドラインを策定(R4.12.27)
 - 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(資料1)
 - I 学校部活動 …学校部活動の適正な運営等の在り方
 - II 新たな地域クラブ活動 …生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方
 - III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 …新たなスポーツ・文化芸術環境の整備にあたっての進め方等
 - IV 大会等の在り方の見直し…地域クラブ活動の参加者のニーズ等にも応じた大会等の運営の在り方
- ※ガイドラインの案段階で示された改革集中期間(R5～7)は、改革推進期間に改められ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとされた。
- ※また、当該期間における進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うとされている。

2. 令和3年度～7年度までの取組(見込含む)



※令和5年度は、実践研究の結果を活かしつつ、運営団体、実施主体の整備、指導者の確保等に関する実証事業を実施。

3. 本県の取組等

- 本県では、県内2市における実践研究事業の実施とともに府内関係各課および関係団体による検討会議や市町との連絡調整会議を開催し、現状や課題の把握や整理、目指す姿の検討等を行ってきた。(資料2)
- 令和5年度は、国の予算を活用して実証事業を実施しつつ、地域における生徒の新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を検討し、進める協議会を設置し、本県における方向性、具体的な取組の内容、スケジュール等を示す方針策定の予定。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

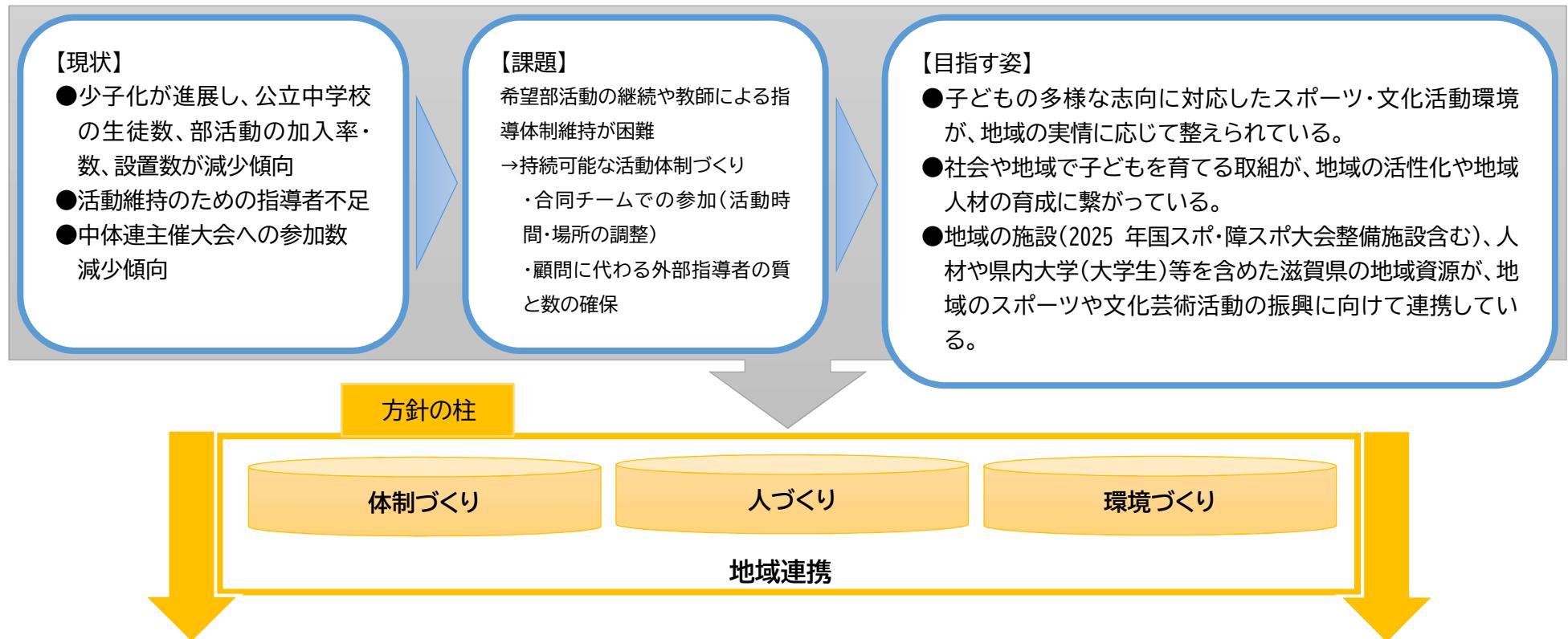
IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

「部活動の地域クラブ活動への移行等に向けた取組の方針」イメージ



部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた具体的方策

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●課題を検討し、活動を推進する協議会等の組織運営 ●総合型地域スポーツクラブ等、地域クラブ活動団体の創出・育成・充実 ●国スポ等競技大会に向けた地域や競技団体等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ●活動を支える指導者や運営スタッフの養成・確保
(資格取得促進、人材バンク運営、部活動指導員の地域人材としての活用、コーディネーターの配置、県内大学等との連携、教職員等の兼職兼業の条件整理等) | <ul style="list-style-type: none"> ●成果発表の場としての大会等の開催
(中体連大会参加資格の整理等) ●活動推進のためのルール整備
(協議会等において、施設利用、拠点校での活動ルール、活動保険対応等を整理) ●経済的に厳しい家庭の生徒への配慮等 |
|--|--|---|